

和歌山県養殖用配合飼料価格高騰緊急対策支援金事業 支援金交付要綱

（趣旨）

第1 知事は、養殖用配合飼料価格高騰の影響を受ける養殖事業者に対して、高騰分の一部を支援し、事業者負担を軽減することで経営の安定を図ることを目的として、予算の範囲内で支援金を交付するものとし、その交付に関しては、和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号。以下「規則」という。）に定めるものほか、この要綱に定めるところによる。

（定義）

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）養殖 収穫の目的をもって、人工手段を加え水産動植物の発生又は生育を積極的に推進し、その個体の数又は量を増加させる行為をいう。なお、本要綱において養殖とは、漁業法（昭和24年法律第267号）第60条第4項に規定する区画漁業並びに内水面漁業の振興に関する法律（平成26年法律第103号）第26条第1項に規定する指定養殖業及び第28条第1項に規定する届出養殖業並びにその他の陸上養殖業（公共水面以外で行われる養殖業）とする。
- （2）養殖用配合飼料 魚粉又は魚油を原料とする配合飼料のうち、養殖業の用に供するものとする。
- （3）漁業経営セーフティネット構築事業 漁業経営セーフティネット構築事業費補助金交付等要綱（平成22年3月30日付け21水漁第3036号農林水産事務次官依命通知）第4の（2）に定める養殖用配合飼料価格安定対策事業とする。

（交付対象者）

第3 この支援金の交付の対象となる養殖事業者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれも満たすこと。

- （1）県内に事務所又は事業所を有する養殖事業者であること。
- （2）支援対象期間中に養殖の事業を営むものであること。
- （3）令和6年度漁業経営セーフティネット構築事業に加入していること。
- （4）養殖用配合飼料価格高騰に伴う経営改善に努めるものであること。

（交付対象者の承認）

第4 本支援金の交付を受けようとする交付対象者は、令和6年9月30日（月）までに、和歌山県養殖用配合飼料価格高騰緊急対策支援金事業交付対象者承認申請書（別記第1号様式）和歌山県養殖用配合飼料価格高騰緊急対策支援金事業交付対象者調

書(別記第2号様式)、誓約書(別記第3号様式)及び必要書類を添えて知事に提出し、承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の内容が適切であると認められる場合には、これを承認し、交付対象者に通知するものとする。

(支援対象期間及び支援対象数量)

第5 支援対象は、県内で使用される養殖用配合飼料とする。

- 2 支援対象期間は、令和6年4月1日(月)から令和7年3月5日(水)までとする。
- 3 支援対象数量は、支援対象期間に納品された数量(以下「購入数量」という。)とする。なお、支援対象数量の上限は、令和6年度漁業経営セーフティネット構築事業の申込みにあたり設定した数量(養殖用配合飼料価格差補填金の対象となる配合飼料購入予定数量)とする。
- 4 知事は、和歌山県養殖用配合飼料価格高騰緊急対策支援金事業交付対象者調書(別記第2号様式)に記載された前項の数量をもとに支援対象数量の上限を決定し、第4の第2項の承認に併せて、当該数量を交付対象者に通知する。

(支援金の交付及び支援金の額)

第6 支援金の交付は、支援対象期間において、漁業経営セーフティネット構築事業の運用について(平成22年3月30日付け21水漁第3038号水産庁長官通知)(以下、「運用通知」という。)第2の6の(1)に基づき、四半期ごとに当該四半期に係る基準配合飼料価格(運用通知別紙算式により算出される価格)が、直前7年間の配合飼料価格のうち、高値1年間分と安値1年間分を除いた5年間分の平均配合飼料価格(運用通知別紙算式により算出される価格。以下、「7中5平均配合飼料価格」という。)を超えた場合に行うものとする。

2 支援金の額は、下記により算出して得られた額の合計(合計後に小数第1位を切り捨てとする。)とする。

支援金の額(円):

当該月の養殖用配合飼料購入数量(kg) × 支援単価(円/kg) × 漁業経営セーフティネット構築事業における養殖事業者の負担割合 × 1/3
ただし、支援金の額は、当該月の養殖用配合飼料購入数量(kg) × 支援単価(円/kg)の1/6を上限とする。

3 支援単価は、運用通知第2の6の(2)に基づき決定するものとする。

ただし、支援対象期間のうち令和7年1月から3月における支援単価は、下記により算出するものとする。

令和7年1月から3月における支援単価(円/kg):

令和6年12月の平均配合飼料価格(円/kg) - 令和6年度第3四半期(令和6年10月から12月)の補填基準価格(円/kg)(7中5平均配合飼料価格 × 100%)

（養殖用配合飼料購入数量の報告）

第7 第4の第2項で承認を受けた交付対象者は、次に定める期日までに和歌山県養殖用配合飼料価格高騰緊急対策支援金事業養殖用配合飼料購入数量報告書（別記第4号様式）及び必要書類を添えて知事に提出するものとする。

（1）令和6年4月から9月の購入数量の報告期限

令和6年12月6日（金）

（2）令和6年10月から令和7年3月の購入数量の報告期限

令和7年3月7日（金）

2 前項の提出があった場合、知事は支援金の額を算出する。なお、支援金の交付申請は、規則第4条の規定にかかわらず、前項の規定による和歌山県養殖用配合飼料価格高騰緊急対策支援金事業養殖用配合飼料購入数量報告書（別記第4号様式）の提出により、当該支援金の交付申請を行ったものとみなす。

（交付の決定及び通知）

第8 知事は、第7の第2項により算出した支援金の額を交付決定するものとし、交付額を通知するものとする。

（交付の条件）

第9 規則第6条の規定により支援金の交付に付する条件は次のとおりとする。

（1）本支援金に係る証拠書類を、事業実施年度の翌年度から起算して5年間保存し、必要に応じて閲覧に応じ、提出しなければならない。

（支援金の交付請求書）

第10 支援金の交付請求は、規則第16条の規定にかかわらず、第7の第1項の規定による和歌山県養殖用配合飼料価格高騰緊急対策支援金事業養殖用配合飼料購入数量報告書（別記第4号様式）の提出により、当該支援金の交付請求があったものとみなす。

（支援金の交付）

第11 支援金の交付は、交付の決定後速やかに行うものとする。

（実績報告）

第12 支援金の実績報告は、規則第13条の規定にかかわらず、第7の第1項の規定による和歌山県養殖用配合飼料価格高騰緊急対策支援金事業養殖用配合飼料購入数量報告書（別記第4号様式）の提出により、当該支援金の実績報告があったものとみなす。

（額の確定）

第 13 支援金の額の確定は、規則第 14 条の規定にかかわらず、第 8 の第 1 項の規定による交付額の通知により、当該支援金の額の確定を行ったものとみなす。

（支援金の返還）

第 14 知事は、本支援金の交付を受けた交付対象者が次のいずれかに該当する場合は、既に交付された支援金の一部又は全部を返還させることができる。

- （1）本交付要綱に定める交付要件を満たさない場合
- （2）虚偽又は不正の手段により支援金の交付を受けた場合

（書類の提出）

第 15 規則又はこの要綱に基づき提出する書類は、交付対象者の所在地を管轄する振興局農林水産振興部農業水産振興課を経由して資源管理課に提出することとする。

（その他）

第 16 この要綱に定めるもののほか、本支援金交付について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 8 月 1 日から施行し、令和 5 年度の支援金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 9 月 5 日から施行し、令和 6 年度の支援金から適用する。